

桂-240514

様

重要事項説明書

京都市桂川療護園

社会福祉法人 京都社会事業財団

総合福祉施設 京都桂川園

重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、厚生労働省令第172号第7条に基づき、当事業所の概要や提供するサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

※ 当事業所では、契約者に対して障害者総合支援法に基づく障害者支援施設として生活介護及び施設入所支援サービスを提供します。当サービスの利用は、原則として自立支援給付の支給決定を受けた方が対象となります。

◆◆目次◆◆

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	1
3. 施設・居室等の概要	1
4. 職員の配置状況	2
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6. 契約者が入院された場合の対応について	5
7. サービス提供の記録について	5
8. 事故発生時の対応	6
9. 秘密の保持と個人情報の保護について	6
10. 虐待の防止について	6
11. 身体拘束等の禁止について	6
12. 緊急時の対応	7
13. 苦情の受付窓口について	7
14. 第三者による評価の実施状況	7

社会福祉法人京都社会事業財団

京都市桂川療護園

(京都市指定 第2614000384号)

1. 事業者

名 称	社会福祉法人 京都社会事業財団
所在地	京都市西京区山田平尾町17番地
電話番号	075-391-5811
代表者	理事長 野口 雅 滋
設立年月日	昭和24年3月31日

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定障害者支援施設（生活介護及び施設入所支援） 平成22年4月1日指定 京都市第2614000384号
事業所の目的	事業所は、障害者総合支援法の趣旨にしたがって、利用者の自立と社会経済活動への参加を促進するため必要な支援を適切に行います。
事業所の名称	京都市桂川療護園
事業所の所在地	京都市西京区下津林東大般若町32番地
電話番号	075-391-1675
FAX	075-391-1640
管理者（施設長）	柏木 佐織
事業所の運営方針	利用者が、その有する能力に応じ可能な限り自立と社会参加が出来るよう常に課題と意向を把握し契約者の方々の立場に立ったサービスを提供します。
開設年月日	平成11年4月1日
入所定員	40人 別に短期入所4人

3. 施設・居室等の概要

当施設では、厚生労働省の定める指定規準を遵守し、以下の施設・設備を設置しています。これらの利用については、契約者の方に特別にご負担いただく費用はありません。

(1) 居室の概要

居室・設備の種類	室数	備 考
個室（1人部屋）	2室	14.44㎡～14.48㎡（ベッド・床頭台・洗面台・ナースコール・天井走行リフト）
2人部屋（A）	14室	21.70㎡（ベッド・床頭台・洗面台・ナースコール・天井走行リフト）
2人部屋（B）	5室	24.89㎡（ベッド・床頭台・洗面台・便所・ナースコール・天井走行リフト）
合 計	21室	

(注) ①利用者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に添えない場合もあります。

(2) 居室以外の施設・設備の概要

施設・設備の種類	室数	備 考
食 堂	1室	126.79㎡ デイルーム兼用
医 務 室	1室	21.70㎡ 特養と共用
静 養 室	1室	14.48㎡
浴 室	2室	96.50㎡ 機械浴（介護エイドバス2基・チェアインバス1基）療護園・特養・デイサービス共用 71.00㎡ 一般浴槽 1基
便 所	3か所	102.00㎡ 天井走行リフト・各種便器
動作訓練室	1室	56.70㎡

(3) 居室の変更等

契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況及び申し出事由を勘案し施設で可否を決定します。また、契約者の心身の状況により施設で判断の上居室を変更することがありますが、その際には、契約者や身元引受人と協議の上決定するものとします。

(4) 施設・設備ご利用上の注意事項

当施設において、居室その他の施設・設備をご利用いただくにあたっては以下の点にご注意ください。

- ① 面会時間は午前9時～午後8時までとします。(面会等で来園された方は必ず事務所カウンターに置かれている面会簿に氏名・来園時間等必要事項をご記入下さい。)
- ② 外出に伴う門限は原則午後9時とします。尚、外出・外泊をされる場合は、必ず職員に申し出いただき所定の手続きを行ってください。
- ③ テレビ・ラジオ・パソコン等機器の夜間における利用は、他の利用者の迷惑にならないよう、音量・光量を調整して利用するよう心がけてください。
- ④ 契約者は、他の利用者と同じような関係が保てるよう努めてください。
- ⑤ 契約者の健康等に配慮して、医師・看護職員・生活支援員が制限したことは守ってください。(当施設は全館禁煙です。健康上の理由により飲酒も禁止しています。)
- ⑥ 故意等により施設・設備に損害を与えた場合は、自己負担により原状回復を図っていただくか、相当の代価を支払っていただく場合があります。
- ⑦ その他団体生活の規律を乱すような政治活動・宗教活動・営利活動は行わないで下さい。
- ⑧ ご持参いただくものは、健康保険被保険者証・身体障害者受給者証・福祉医療受給者証・身体障害者手帳・服用中の薬・衣類・上履き・歯ブラシ・コップ・タオル・その他
- ⑨ 持ちこめないものは、刃物類・発火性のある物・ペット類等

4. 職員の配置状況

(令和6年4月1日現在)

職 種	常 勤	非常勤	常勤換算
1 管理者(施設長)	1		0.2
2 サービス管理責任者	1		1.0
3 生活支援員 (うち介護福祉士13名)	14	7	
4 看護職員(うち夜勤専任8名)	3	12	
5 管理栄養士	1		1.0
6 医師(嘱託)		1	0.1
合 計	20	20	

当事業所では、契約者に対して指定障害者支援施設サービスを提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。<職員の配置については、指定基準を遵守しています。>

【主な職員の勤務体制】

職 種	勤 務 体 制
サービス管理責任者	日 勤 (9 : 30 ~ 18 : 30) 日 勤 (8 : 30 ~ 17 : 30)
生活支援員	早 出 (7 : 00 ~ 16 : 00) 日 勤 (9 : 30 ~ 18 : 30) 遅 出 (11 : 00 ~ 20 : 00) 夜 勤 (17 : 00 ~ 10 : 00)
看護職員	日 勤 (9 : 30 ~ 18 : 30) 日 勤 (8 : 30 ~ 17 : 30) 夜 勤 (16 : 30 ~ 9 : 30)
管理栄養士	日 勤 (9 : 00 ~ 18 : 00)
医 師	週 1 日 (2 時間程度)

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、契約者に対して以下のサービスを提供します。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 自立支援給付費の対象となるサービス (2) 自立支援給付費の対象とならないサービス |
|--|

※ 全てのサービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。「個別支援計画」は当事業所のサービス管理責任者が作成し、契約者の同意をいただきます。

(1) 生活介護事業・施設入所支援事業（自立支援給付費の対象となるサービス）

当施設の障害者支援施設サービスは、法令に基づき下記のとおり提供されます。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・生活介護：日中活動（10：00～17：30）
暦日数から8日（原則）を差し引いた日中サービスの提供。年間269日 ・施設入所支援：夜間支援（17：30～翌10：00）、終日支援（24時間）
年間を通した夜間帯及び生活介護サービス適用外となる日の日中サービス提供 |
|--|

下記サービスについては、自立支援給付費の支給対象となります。事業者が自立支援給付費を代理受領しますので、契約者は、厚生労働大臣が定めた利用者負担分としてサービス利用料金の1割を事業者にお支払いいただきます（定率負担）。但し、市町村の定める月額上限以上の負担は減免されます。

なお、自立支援給付費の対象となるサービスでも、代理受領を行わない場合（償還払いの場合も含む。）については、一旦全額を事業者にお支払いいただきます。

① 日常生活の支援

i 食 事

契約者の身体状況や能力、健康状態等に応じて適切に食事できるよう支援します。

ii 入 浴

入浴・清拭は、毎週2回以上行います。契約者の身体の状況と希望を伺った上で出来る限り自立して清潔保持が可能となるよう努めます。浴槽は一般浴、機械浴になります。入浴が困難な場合は清拭を行うなど適切な方法で実施します。

iii 排 泄

契約者の心身の能力を最大限活用し、排泄の自立にむけた支援を行います。

iv 着脱衣

生活のリズムを考え、起床・就寝の時には着替えを行うよう配慮します。

v 整 容

② 健康管理

医師及び看護職員が、健康管理を行います。

なお、医師により、専門医師の診断・治療を要すると判断された場合は、下記の協力医療機関において受診・治療を受けることが出来ます。

【協力医療機関】

医療機関の名称	社会福祉法人京都社会事業財団 京都桂病院
所在地	京都市西京区山田平尾町17番地
診療科	総合病院（内科・外科・整形外科・精神科・耳鼻咽喉科・眼科・皮膚科他）
医療機関の名称	医療法人たちいり整形外科
所在地	京都市西京区桂西滝川町52番地

【協力歯科医療機関】

医療機関の名称	佐々木歯科医院
所在地	京都市西京区下津林芝ノ宮町2番地
医療機関の名称	にしざわ歯科医院
所在地	京都市西京区桂春日町14-25

- ③ 社会的活動の支援
 - i 日常生活指導
地域において自立した社会生活を送る為の機能維持等を目指した指導を行います。
 - ii 余暇活動
 - iii その他の社会活動
- ④ 相談援助
地域において自立した社会生活を送るための社会資源の利用及び機能維持等を目指した相談、援助を行います。

(2) 自立支援給付費の対象とならないサービス

下記のサービスについては、自立支援給付費の対象とならないため、サービスの提供には所定の利用料金をお支払いいただきます。

なお、下記の利用料金は、経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合は事前に変更の内容と変更する事由について原則として変更を行う2か月前までにご説明します。

① 食事の提供

当事業所では、管理栄養士が契約者の身体状況並びに栄養と嗜好を考慮した献立により食事を提供します。なお、昼食の主菜についてはA若しくはBの二品から選択していただくこととしています。

当事業所では契約者の自立支援のため、離床して食堂で食事をとっていただくことを原則としています。

(食費) 1日 1,550円

朝食	300円
昼食	750円 (おやつ代含む。)
夕食	500円

(食事の時間)

朝食	7:45～8:45
昼食	12:10～13:10
夕食	17:40～18:40

- ② 光熱水費 1日 240円
- ③ レクリエーション、行事、特別な食事等、内容に応じて諸費用を実費でご負担いただく場合がありますが、その際は事前にご了解を得ることとします。 実費
外出に掛かる車輛での移動について、当施設が提供する日中活動（レクリエーション・行事・外出支援）において、費用徴収は原則致しません。
- ④ 受診に係る送迎は協力医療機関のみとさせていただきます。上記に定める医療機関以外については原則、当施設からの送迎は実施いたしません。ただし、やむを得ない事情がある場合に限り京都市内のみ送迎いたします。
- ⑤ 自立支援給付費から支給されない日常生活上の諸費用 1か月 150円～510円
- ⑥ 預り金管理手数料 1か月 1,500円
別途預り金管理契約を締結していただき、これに従い管理を行います。
- ⑦ 複写物の交付 1枚につき 10円
- ⑧ 嗜好品代 希望される飲み物等 実費
- ⑨ 理・美容代
月に2回出張による理・美容サービス（整髪・顔剃・洗髪）をご利用いただけます。
1回 2,300円～7,500円

(3) サービスの利用料金（1日あたり）

- ① 契約者の障害支援区分に応じた指定障害者支援施設利用料金から自立支援給付費の給付額を除いた金額（別表参照）と、食費・光熱水費その他実費の合計金額をお支払いいただきます。（個別減免等の負担軽減措置が別途ございます。）

- ② 契約者が、入院又は外泊をされた場合にお支払いただく1日あたりの利用料金は、以下のとおりです。

入院外泊期間	I (1日～8日)	II (9日～90日) ※Iの期間終了後から開始
①サービス利用料金	3,293円	1,961円
②内、給付費支給額	2,964円	1,765円
③内、自己負担額(定率負担)	329円	196円
④光熱水費に係る自己負担額	240円	
⑤自己負担額(③+④)	569円	436円

※1 当該居室を契約者の為に確保する場合は光熱水費をお支払いいただきます。

※2 90日を越える「入院」の場合、入院期間及び支援内容に応じて「入院時支援特別加算」(P10の料金表参照)を算定いたします。

- ③ 契約者が、食事を取り消し(キャンセル)する場合は、キャンセル希望日の前日の正午までに当事業所までお申し出ください。キャンセル希望日の前日の正午までに申し出がなかった場合、取消料金として予約されていた食事の実費相当額をお支払いいただきます。

(4) 契約者負担の減免について〔利用者負担に関する月額上限〕

1か月あたりのサービス利用にかかる「定率負担」については、所得に応じて月額負担上限額が設定され、それ以上の負担の必要はありません。また、月額負担上限のほか、さらに利用者負担に関する減免があります。

(5) 利用料金のお支払い方法

前記の(1)(2)(3)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、請求させていただきます。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

お支払いに関しては、指定の金融機関口座からの引き落としとなります。なお、原則当施設にての現金払いはお受けできませんのでご了承ください。

金融機関口座	：	契約者名義及び家族名義
引落日	：	利用月の翌月27日(金融機関休業日については翌営業日)

6. 契約者が入院された場合の対応について

当事業所に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

- ① 入院期間中であっても所定の料金をご負担いただきます。(お支払いただく料金は上記5.(3)をご参照ください。)
- ② 3か月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時に施設の受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所事業の居室等をご利用いただく場合があります。
- ③ 3か月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

7. サービス提供の記録について

- (1) 施設障害福祉サービスの実施ごとに、そのサービスの提供日、内容、実績時間数及び利用者負担額等について記録し、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。
- (2) 施設障害福祉サービスの実施ごとに、サービス提供実績記録票に記録を行い、利用者の確認を受けます。
- (3) これらの記録はサービス完結の日から5年間保存し、利用者は事業所に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。(複写物にかかる費用は実費を負担いただきます。)

8. 事故発生時の対応

障害者支援施設サービスの提供に起因する事故が発生した場合、速やかに利用者の家族及び京都府、京都市、関係機関等に連絡するとともに、「社会福祉法人京都社会事業財団京都桂川園事故対応マニュアル」により必要な措置を講じます。

また、利用者に対する障害者支援施設サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

9. 秘密の保持と個人情報の保護について

利用者及びその家族に関する秘密の保持について	事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「福祉事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ○事業所及び事業所の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ○また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ○事業所は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約内の内容とします。
個人情報の保護について	事業所は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で使用する等、他の障害福祉サービス事業者等に、利用者の個人情報を提供しません。また、利用者の家族の個人情報についても、当該利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で使用する等、他の福祉サービス事業者等に利用者の家族の個人情報を提供しません。

10. 虐待の防止について

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するために、対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について職員その他の従業者に周知徹底を図ります。

- ① 事業所における虐待防止の指針を整備しています。
- ② 介護職員その他の従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施しています。
- ③ 虐待の発生又はその再発を防止するために、担当者を設置しています。

虐待防止に関する担当者	本林 笑美
-------------	-------

- ④ 成年後見制度の利用を支援します。

11. 身体拘束等の禁止について

事業所は、契約者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合の3原則を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

- ① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を1年に1回以上開催し、その結果を職員に周知しています。
- ② 身体拘束等の適正化のための指針を整備しています。
- ③ 身体拘束適正化のための研修を定期的実施しています。

1 2. 緊急時の対応

非常災害時

項 目	内 容
消 防 計 画 等	防火管理規定を定め、防火管理者は消防計画を作成し職員に周知すると共に、定期的に防火訓練を職員と利用者参加の基に実施する等組織的な防火・防災活動を行い災害発生時の対応に備えています。
防 災 設 備	自動火災報知器・スプリンクラー・消火器・ガス漏れ警報機・非常警報設備・防火扉を完備
近隣との協力	自衛消防隊を組織し、西京区管内の企業、関係機関、地域住民組織と連携し地域の防災訓練に参加する等地域ぐるみの防災活動に積極的に取り組んでいます。

1 3. 苦情の受付窓口について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情・相談窓口	<ol style="list-style-type: none"> 苦情解決責任者 管理者 柏木 佐織 苦情受付窓口（担当者） 課長 本林 笑美 受付時間 随 時 第三者委員 当事業所では、地域にお住まいの下記の方を「第三者委員」に選任し、地域住民の立場から当事業所のサービスに対するご意見などを頂いています。利用者は、当事業所へのご意見や苦情の相談を「第三者委員」にさせていただくことも出来ます。 福富 昌城（花園大学 教授） 電話：075-811-5181（代） 中野 篤子（京都さくら司法書士事務所 司法書士） 電話：075-762-2296 その他 苦情受付箱を玄関ロビーに設置しております。
-----------------	--

(2) 行政機関その他苦情受付機関

京都市西京区役所 保健福祉センター健康福祉部 障害保健福祉課	所 在 地：京都市西京区上桂森下町25-1 電話番号：075-381-7666（直通） 受付時間：午前9時から午後5時まで
京都市保健福祉局 障害保健福祉推進室	所 在 地：京都市中京区河原町通御池下る下丸屋町394 Y・J・Kビル3階 電話番号：075-222-4161 受付時間：午前9時から午後5時まで
京都府福祉サービス 運営適正化委員会 （京都府社会福祉協議会内）	所 在 地：京都市中京区竹屋町通烏丸東入る 京都府立総合社会福祉会館5階 電話番号：075-252-2152 受付時間：午前9時から午後4時まで

なお、苦情窓口の設置体制につきましては、処理要領を園内に掲示しております。

1 4. 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	有	実施日	平成26（2014）年12月15日
		評価機関名称	特非）きょうと福祉ネットワーク「一期一会」
		結果の開示	有
	無		

令和 年 月 日

指定障害者支援施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者名 社会福祉法人 京都社会事業財団
所在地 京都市西京区山田平尾町17番地
代表者 理事長 野口雅滋 ㊞

事業所名 京都市桂川療護園
所在地 京都市西京区下津林東大般若町32番地
管理者 柏木佐織

事業者番号 2614000384

説明者職名 _____ 氏名 _____ ㊞

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定障害者支援施設サービスの提供開始に同意しました。

契約者（利用者）

住所 _____

氏名 _____ ㊞

身元引受人

住所 _____

氏名 _____ ㊞

利用者との関係 _____

署名代行者

住所 _____

氏名 _____ ㊞

利用者との関係 _____

代筆の理由 _____

【個人情報利用同意欄】

私は、サービス担当者会議及び他の医療・介護事業関係者との連絡調整する際、私の個人情報を必要な範囲において使用することに同意します。

令和 年 月 日

契約者（利用者）

氏 名 _____ ㊞

署名代行者

氏 名 _____ ㊞

利用者との関係 _____

代筆の理由 _____